

感染性医療廃棄物中間処理施設設置問題の 白紙撤回にむけ

国へ陳情書を、県議会へ請願書を提出

かみのかわ工業団地内に設置計画されている「感染性医療廃棄物中間処理施設」に関して、5月20日、反対運動団体連絡会が国（厚生労働省、環境省、農林水産省）へ、上三川町の現状を訴える陳情書を提出し、また翌21日には県議会議長あて請願書を提出しました。

6月6日には、農村環境改善センターで感染性医療廃棄物中間処理施設設置反対総決起大会を開催しました。雨天にも関わらず約300人が出席し、この問題に対する質疑の後、施設設置阻止に向けて、さらに団結し強力な運動を展開していく決議を採択しました。

施設設置反対に同意する皆さんの意思を統一するため、今回提出された国への陳情書の内容をお知らせします。



感染性医療廃棄物中間処理施設設置再考についての指導と 助言の要請に関する陳情

1 陳情の趣旨

栃木県上三川町大字上郷地内にある、かみのかわ工業団地内に設置計画予定の、感染性医療廃棄物中間処理施設について、施設の必要性については十分に理解しているのですが、計画されている場所に設置されることについては、多くの上三川町民及び、町内外の農業者の理解が得られていないことから、事業者及び栃木県に対し、再度考慮していただくよう、指導と助言をお願いするものであります。

2 陳情の理由

私たちが暮らす上三川町は、栃木県の県庁所在地宇都宮市より南に位置し、首都圏に食料を供給する農業の生産が盛んな町です。また昭和40年代に日産自動車株式会社の工場が進出したことから、田園工業都市の風情を備えた町となっています。

平成12年4月、町内で日産自動車株式会社から排出される、産業廃棄物の処理を主な業務として行っている白石総業株式会社（以下「事業者」

と表記）が、かみのかわ工業団地内に高周波を使った、滅菌処理システムの感染性医療廃棄物中間処理施設（以下「施設」と表記）を計画し、県に事業計画書を提出しました。

町と県の要請により、7月から事業者による住民説明会が開催されましたが、施設に対する不安と、風評被害による農作物出荷への影響の懸念が払拭されず、8月には地元自治会から計画に反対の声が上がりました。反対の声は町内に広がり、平成13年に入ると、許可権者の栃木県知事へ、施設設置計画反対の署名が付された陳情書が提出され、6月には合計で19、885人の反対署名となりました。この人数は町の全人口の約3分の2にあたるものです。

11月になると町議会、町長がそれぞれ反対の意思表示を示し、県知事に文書を提出しました。

平成14年には、8月に再び町長が県知事に反対の意見書を提出しましたが、何の回答もありません。11月27日に、事業者に対し施設の設置許可が下りてしまいました。

私たちが上三川町の住民だけでな

く、民意を代表する町と町議会それぞれが設置計画に反対しているにも関わらず、陳情書や意見書が無視され、公聴会も開かれず、十分な話し合いがなされないままに、施設の設置基準が満たされていて、手続きにも違法性がないという理由で施設の設置許可が出されてしまったことに對し、私たちは絶対に納得することができません。

そもそも私たち多くの上三川町民、町及び町議会は以下の3つの理由で反対しています。

①かみのかわ工業団地の整備の由来と、工業団地の規模について全く考慮されていない。

かみのかわ工業団地は、住みよいまちづくりを進めるため、地域住民の理解と協力のもとに、町内の住居地区に点在する工場を一箇所に集約した工業団地です。

現在12社が操業していますが、ミ

ニ工の愛称で町民に親しまれているように、緑地、道路を含めて9・3haの面積しかない狭小な工業団地です。

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱では、廃棄物処理施設を設置するにあたり、工業専用地域については住民の同意を不要としています。

今回計画された施設と全く同様のシステムの施設が、福岡県北九州市にある響灘東部地区の響灘リサイクル団地に建設されています。

この施設については、上三川町議会議員及び上三川町職員が現地を訪れ、設備の状態、施設の立地状況についての調査を行っております。施設は、周囲に住宅が全くない海の中に造成された土地に、建設されています。また、施設の設置許可を下ろした北九州市役所を訪れ、許可にいたるまでの経過等についての調査を行いました。北九州市でも、国内に

例がない施設ということ、海外にまで調査に出かけたこと、許可には賛否両論の意見があったこと、住民の反対運動があったが、隣接して造られるPCB処理施設問題の影に隠れてしまったことなどの説明を受けました。

もし、かみのかわ工業団地の用途地域が工業専用地域ではなく、工業

地域であれば、栃木県の場合は周辺住民の同意が必要となることから、今回のように簡単には設置許可が下りなかったでしょう。工業専用地域であったため、住民の意見も、町の意見も、町議会の意見も無視され、設置許可が下りてしまったわけです。

工業専用地域というのは、そういう施設を造る所だという考え方は確かにそうだと思います。しかし、普通の工場と違って、感染性医療廃棄物を処理する施設は、やはり住居や優良農地からは遠く離れた、他への影響が少ない所で建設されるべきものではないでしょうか。響灘の工業団地と、かみのかわ工業団地を用途が同じ工業専用地域だからというところで、同一の解釈で判断して本当によいのでしょうか。地域の事情等を考慮しなければならぬ部分があるのではないのでしょうか。

②計画地から300mしか離れていない所に、上三川町立学校給食センターが存在している。

上三川町立学校給食センターについては、安全で安心した給食を提供するため、また従事職員の勤務改善を図るため、町内の小中学校10校でそれぞれ行っていた学校給食調理を一箇所で行うようにした施設です。



この施設は、給食のあり方から、衛生管理の問題まで議論がなされ、児童生徒を持つ親だけでなく、私たち多くの町民の理解と合意のもとに建設されたものです。そのことは、平成5年にセンター建設の方針が出され、平成11年4月に用地が決定されるという長い年月を要して、合意に達したことからもご理解いただけると思います。

そうした中で、平成12年4月に事業者から施設の設置計画が出されたことは全く驚きであります。県に事業計画書が提出されたということ



は、その前の段階で検討が行われていたわけです。センターが建設されることは町民の誰もが知っているわけですから、近くに建設が予定されていることを事業者は十分に承知していたはずで。

事業者が、計画している施設が採用する高周波による滅菌システムは、技術的には確立されたもので、施設の構造上からも、周辺施設へ細菌等の飛散はないという説明は理論的には理解しますが、その処理を行っていくのは人間であります。

事業者は平成13年6月、県に生活環境影響調査結果報告書を提出しましたが、調査時点では、用地買取契約は済んでいたものの、センターがまだ本体の建設工事に着手していなかったことから、センターに対する影響の分析はなされていません。センターが建設されることは確実だったわけですから、影響を無視してしまふ考え方に賛成はできません。

感染性医療廃棄物を処理する施設が、300mしか離れていない所にあるということからくる不安はどうしても払拭しきれません。そして、事故があった時は保険で対応するという事業者の回答は、一見正しいことのように聞こえますが、近接するセンターにとっては大問題であります。

児童生徒にとって、毎日食べる給食が不安であるという心理的ダメージは、教育上決して好ましいものではありません。まして食の安全・安心が叫ばれている今日、私たちは学校給食を守るため、施設の設置を絶対に認めることはできません。

③上三川町が、首都圏の有数な園芸農産地であるために、深刻な風評被害のおそれがある。

施設が存在することによる風評被害で、農産物の価格が下落するとともに、取引が縮小・停止すると予想されることにあります。

BSEや鳥インフルエンザの発生等により、農業者には安全な農作物の提供が求められ、消費者は安心して食べられる食品の欲求が日増しに高まっています。しかし、GAPやトレーサビリティシステムを導入してどんなに安全な農作物を生産しているても、所沢産野菜のダイオキシンの報道、東海村の原子力発電事故などでも分かるように、ひとたび風評被害が起これると、その農作物は取引停止に追い込まれてしまいます。

所沢市や東海村の場合は、報道内容の事実確認、ダイオキシン発生の原因である産業廃棄物処理施設の改善、事故原因の追究及び対策等により、価格の大幅な落ち込みは回復傾

向にあります。取引量については従前のようには回復していません。

またBSE問題については、国内で発生した当初は混乱があったものの牛の全頭検査とトレーサビリティシステムの導入により、国産牛の安全性が高まりましたが、BSE感染牛の発生がゼロではないという不安から、思うように牛肉の消費量が回復していません。上三川町に計画された施設は、恒常的に存在し続けることから、風評被害が一旦起きてしまつと、その影響を取り除くことは非常に困難なことが予想されます。

上三川町の農業者の多くは宇都宮農業協同組合に加盟しており、JAうつのみやの商標で出荷、販売されています。施設による影響範囲がたとえ限られていたとしても、風評被害は、上三川町だけでなく、宇都宮市、南河内町、河内町、上河内町で生産する農業者全体に影響を及ぼし、多大な損害が発生すると予想されます。この農業者の不安というものは、平成16年1月に、事業者に対し提出した22、195名の施設設置反対の署名の中に、当初町内を対象に行ったにも関わらず、3、537名の町外の農業者の方の反対署名があることから伺い知ることができます。



繰り返しになりますが、私たちは施設の必要性を否定する考えは全くありません。しかし食の安全と安心が我が国の重要課題となっている今日、計画された現在の場所はどうしても不適と言わざるを得ません。国におかれましては、事業者及び栃木県に対し、今回の計画について再度考慮して下さるよう、指導と助言をお願いしたく、関係団体の総意により陳情いたします。

平成16年5月20日

厚生労働大臣 坂口 力 殿
環境大臣 小池百合子 殿
農林水産大臣 亀井 善之 殿

陳情者 (略)

▼問い合わせ先 生活環境課 清掃係

☎9131

保険料を納めることが困難な時は 保険料の免除制度をご利用ください！

経済的な理由等で、保険料が納められない場合は、申請することにより保険料が免除されることもあります。「全額免除」と「半額免除」があり、免除申請は毎年必要になります。平成16年度の申請は7月1日から受け付けます。

法定免除

(届出ると、その期間の保険料が免除されます。)

- 生活保護法等による生活扶助を受けている時。
- 障害基礎年金又は厚生年金等の障害年金を受けている時。

申請免除

(申請して承認を受けると、保険料が半額又は全額免除されます。)

- 所得がない時。
- 地方税法上の障害者、又は寡婦で年間所得が一定以下の時。
- その他保険料を納付することが困難で、天災等の理由がある時。
- 失業等により、保険料を納付することが困難である時。

※半額免除の承認を受け、残りの半額を納めない時は保険料の未納期間となります。

手続きに必要なもの

- 年金手帳 ○印かん ○今年度1月以降に転入された人は、所得証明書等
- 離職票等 (失業の場合)



免除の対象となる収入のめやすは…

免除は申請すればどなたでも承認されるものではなく、家族構成などにより免除の対象となる所得(収入)が基準となる金額を下回る場合に、全額免除あるいは半額免除が承認されることとなります。

たとえは 収入のめやすは以下のとおりです。

		免除対象となる所得(収入)のめやす	
		全額免除	半額免除
夫か妻のいずれかのみ所得(収入)のある世帯の場合	世帯員数 4人世帯 (夫婦、子2人) 子の1人は18歳以上の未婚者	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
	3人世帯 (夫婦、子1人) 子の1人は18歳未満	129万円 (210万円)	215万円 (333万円)
	2人世帯 (夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)
単身世帯の場合	世帯員数 単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

()内は収入

▼問い合わせ先=住民課 国民年金係 ☎ 669127

宇都宮西社会保険事務所 ☎ 028 (622) 4222

オレオレ詐欺と架空請求にご注意を!

だまされないで! オレオレ詐欺被害

「オレオレ詐欺」は、県内はもちろん全国的に広がっています。町内でも2件の被害が出ています。

その内容は、「今、交通事故を起こしてしまったので、すぐ示談金を振り込んでくれ。」や、「借金をすぐに返さなければ、何をされるか分からない。」等の内容の電話です。このような内容の電話は、ウソだと思って絶対に相手の話に乗らないでください。

無視してください身に覚えのない請求

最近、利用した覚えのない携帯電話や、パソコンの有料情報利用を請求するハガキが届いたり、電話がかかってきたりします。どこからか個人情報もれ、悪質な業者から不正請求されることがありますが、あわてず、迷わず、請求された本人に確認してください。そして、「ハガキ等の電話番号に絶対電話をしない。」「住所や電話番号等の個人情報を絶対教えない。」「お金を振り込まない。」を心がけ、お金をだまし取られないよう気をつけてください。

困った時、迷った時には、110番通報をしてください。

▼問い合わせ先=石橋警察署 上三川交番
☎ 2004

地元交番所員大手柄!

上三川交番の飯塚所長と大竹巡査が、5月下旬午前3時ごろ、巡回パトロール中(石田地内)に、広域で犯罪を繰り返していた忍び込み犯を緊急逮捕しました。この功績(大手柄)が認められ、6月21日に栃木県警察本部長から表彰状が授与されました。

本町では、年々身近な犯罪(車上狙い、空き巣等)が増加しています。くれぐれも被害に遭わないよう気をつけましょう。また、不審な車や怪しい電話(オレオレ詐欺)等がありましたら、その場で110番にかけてください。皆様のご協力をお願いします。



飯塚所長



大竹巡査

テレビ調査員、工事人を名乗る

悪質商法に注意!

地上波デジタルテレビ放送用の周波数を確保するため、アナログ周波数変更工事(チャンネル再設定)が必要となる場合があります。

この工事は、総務省から指定された(社)電波産業会(指定周波数変更対策機関)が、依頼書を返送した家庭に対し、事前に希望日時を確認して工事に向くもので、依頼書を返送していない世帯に伺うことはありません。また、正規の工事人は腕章と身分証明書を持っていますのでご確認ください。なお、一般のご家庭の場合工事は無料です。

突然、テレビ調査員や工事人を名乗り「工事をするので、費用を払ってください」という人がきたら、悪質商法の疑いがありますのでご注意ください。

不審に思えるときは、直ちに問い合わせ先又は警察署にご連絡ください。

●地上波デジタルテレビ放送に関する情報

総務省地上波デジタルテレビ放送

パーフェクトガイド

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/

digital-broad/index.html

▼問い合わせ先

栃木地域受信対策センター

☎ 0120(401)293

携帯電話・公衆電話から電話をする場合

☎ 044(829)2713

(受付時間午前9時~午後9時)

土曜・日曜・祝祭日午前9時~午後6時

第9回 夕顔サマーフェスティバルINかみのかわ

7月31日(土)

(雨天の場合は8月7日)

上三川中心商店街通り

- オープニング 午後3時～
- 第1部 流し踊り・各種イベント
午後5時30分～7時40分
- 第2部 納涼花火大会
午後8時～9時15分

▼問い合わせ先＝

夕顔サマーフェスティバルINかみのかわ
実行委員会 上三川町商工会内
☎562206



よさこいかみのかわ参加者募集

- ★各種団体・会社・自治会・友だち同士・個人など老若男女を問わず大歓迎。
(15名以上の団体に参加賞あり)
- ★よさこいかみのかわの踊りのビデオテープを貸出いたします。また、合同講習会が開催されます。

当日は、下図の通り交通規制が行われる予定です。詳しくは、事前の折込みチラシをご覧ください。



よさこいかみのかわ講習会

日時：7月 2日(金)・ 9日(金)
16日(金)・ 23日(金)
午後7時～9時
場所：町商工会館

堆肥配布時期 の変更

6月号の広報で堆肥の配布についてお知らせしましたが、その後、生産設備の点検の必要から、堆肥の生産が遅れ、本格生産は8月になる見込みです。このため、堆肥の配布方法については、8月号の広報でお知らせいたします。遅れましたことをお詫びいたします。

▼問い合わせ先＝生活環境課 清掃係 ☎569131